

《主な記載事項の説明》

1. 配偶者や親族に関する事項（同一生計配偶者及び16歳未満の扶養親族）

ご自身の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除の適用ができませんが、合計所得金額が48万円以下の配偶者については同一生計配偶者に該当します。

また、16歳未満の扶養親族は所得控除の対象ではありませんが、市・県民税が課税または非課税かの判定（扶養親族の人数）に必要です。

記入がなかった場合、ご自身や配偶者、16歳未満の扶養親族の方の課税・非課税証明書の発行や行政サービスの負担額や支給額等の算定等に支障をきたすことがあります。所得控除の対象とはなりません、**該当する場合は必ず記入してください。**

(記載例)

○ 配偶者や親族に関する事項 (16~19)

※影響するものの一例

- 介護保険料
- 保育料
- 児童手当
- 児童扶養手当

氏名	個人番号	続柄	生年月日
浦安 花子		配偶者	明・大 昭・平 58. 2.11
浦安 佳子		子	明・大 昭・平 18.10.17
			明・大 昭・平 . .
			明・大 昭・平 . .
			明・大 昭・平 . .
			明・大 昭・平 . .

2. 配当割額控除額・株式等譲渡所得割控除額

上場株式の配当所得・株式等譲渡所得を確定申告する場合は、あらかじめ徴収されている「配当割額」「株式等譲渡所得割額」が市・県民税の税額から控除されます。

取引報告書等に記載されている「住民税」の欄の金額を記入してください。

(特定口座内で還付されている場合は、記入しないでください)

3. 寄附金税額控除

市・県民税の税額控除の対象となる寄附をされた場合、下記の欄に寄附額の記入が必要です。**該当する項目に記入がない場合、市・県民税の税額控除が適用されません。**

※ふるさと納税は「都道府県、市区町村への寄附」に記入してください。

都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
円	円	円	円

4. 給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択

副業や一時所得など、主たる給与以外の所得に対する税額を、全額給与から天引きを（特別徴収）希望するか、納付書等で納付（普通徴収）を希望するかを選択することができます。

普通徴収を希望される場合は、必ず「自分で納付」を選択してください。**記載がない場合は原則全額特別徴収となります。**

確定申告に関する問合せ 市川税務署（電話 047-335-4101）

住民税に関するお問い合わせ 浦安市市民税課（電話 047-351-1111 代表）